

(1) 契約単価

項 目	規 格	単 位	1時間あたり単価 1回あたり単価
刈払機草刈作業	人工	1時間	1,870円
飛び石防護ネット持ち	人工	1時間	940円
機材運搬費	軽トラック使用	1台	1,500円
交通費	北の峰地区まで	1台	500円
交通費	山部駅まで	1台	700円
交通費	山部駅から東大演習林まで	1台	800円
交通費	麓郷市街南まで	1台	800円
交通費	東麓郷まで	1台	900円
交通費	東山まで	1台	1,000円
交通費	西達布まで	1台	1,300円
刈り草処分運搬費	1トン車使用	1台	2,000円

(2) 委託料算定方法

刈払機草刈作業及び飛び石防護ネット持ちは、1時間当たり単価に1ヶ月実稼動時間（1ヶ月の合計時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上はこれを1時間とし30分未満はこれを切り捨てる。）を乗じて得た合計額とする。

機材運搬費・交通費及び刈り草処分運搬費は、各項目において1か所1回とし1カ月の合計に1回あたり単価を乗じて得た合計額とする。ただし、刈り草処分運搬費は、刈り草の収集及び処分を依頼した場合のみとする。

上記価格に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び83の規定により算出した地方消費税相当額を加算する。

消費税及び地方消費税の額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。